

[飼い主のいない猫]の 去勢・不妊手術費の一部を助成します

猫は1年に2～3回出産し、一度の出産で、3～6匹の子猫を産むと言われています。
飼い主のいない猫を増やさないために、皆様のご協力をお願いします。

申請対象者	新宿区民(在住・在勤・在学)の方
対象となる猫	新宿区内に生息している飼い主のいない猫 ※保護した猫を申請者が飼育する場合、「飼い猫」の助成申請をしてください。 ※手術の際に、原則として手術済みの識別措置(耳カット等)も行います。
助成上限額	去勢手術(おす) 1匹 15,000円 不妊手術(めす) 1匹 25,000円
助成方法	新宿区内の動物病院で手術を受けます。 全額立て替え払い後、上記金額を上限に請求してください。 手術料金は病院によって異なりますので、直接おたずねください。 ※妊娠中の場合、危険度および手術料金は増します。 ※手術をする際は、事前に動物病院の予約をしてください。
申請方法	事前申請です。手術を受ける前に申請してください。 ※手術を受けたあとでは申請できません。
申請に必要なもの	住所を証明するもの (保険証・運転免許証・マイナンバーカード・学生証・社員証など)
申請窓口	新宿区保健所衛生課管理係 ※特別出張所・保健センターでは受付できません。
助成金請求方法	裏面を参照してください。



新宿区保健所衛生課管理係
問い合わせ先 電話 03-5273-3148
FAX 03-3209-1441
新宿区新宿 5-18-21 第二分庁舎 3階

助成金の請求方法

1 「猫(飼い主のいない猫)の去勢・不妊手術費助成承認書兼決定通知書」を受領後、新宿区内の動物病院で去勢・不妊手術を受けてください。

2 手術後、手術を行った獣医師に「猫(飼い主のいない猫)の去勢・不妊手術完了確認書兼支払受領書」と記載例を提示し、必要事項を記入してもらってください。

3 「猫(飼い主のいない猫)の去勢・不妊手術費助成金請求書」に請求者が必要事項を記入し、口座振替依頼書を添付のうえ、新宿区保健所に請求してください。後日、口座に請求金額を振り込みます。

注意事項

- 文書料、検査費用、ワクチン接種料金等は助成金の対象外になります。
- 請求後、口座に振り込まれるまでは1～2か月かかります。
- 支払い金額にかかわらず、上限金額までが助成対象となります。

